

指定管理者の公募について

1 施設名	堺市立堺、中、東、西、南、北老人福祉センター 及び堺市立美原総合福祉会館・美原老人福祉センター
2 指定期間（予定）	平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）
3 設置条例等	<p>【老人福祉センター】 設置条例：堺市立老人福祉センター条例 その他設置の根拠等：老人福祉法第15条第5項</p> <p>【美原総合福祉会館】 設置条例：堺市立美原総合福祉会館条例</p>
4 施設の設置目的	<p>【老人福祉センター】 高齢者に関する生活及び健康についての相談に応じ、また生業及び就労の指導を行うとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与すること。</p> <p>【美原総合福祉会館】 総合福祉を基調として、市民が自立し、生きがいの持てる福祉社会の形成及び市民福祉の向上を図ること。</p>
5 指定管理者制度の導入について	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成18年度より、老人福祉センターの魅力さをさらに引き出し、施設の設置目的を、より効果的かつ効率的に達成し、多様化・複雑化する利用者ニーズへの柔軟な対応を期待し、中・東・西・南・北老人福祉センターに指定管理者制度を一括導入。 ■ 平成20年度には、同様の効果を期待し、堺老人福祉センターについても、指定管理制度を導入し、他の老人福祉センターと同一の指定管理者を指定。 ■ 平成21年度には、更に美原総合福祉会館及び美原老人福祉センターについても指定管理制度を導入し、同一の指定管理者を指定。 ■ 平成23年度より、一定の均一性や利便性を確保しつつ、各センターの地域性を活かし、利用者のニーズにより即した事業展開を期待して、「堺・西」「中・南」「東・北・美原」の3区域に分割し、公募により指定管理者を指定。
6 公募により指定する理由	<p>高齢者福祉事業に実績を有する法人の経験やノウハウ等を活用することにより、施設の設置目的を、より効果的かつ効率的に達成し、利用者ニーズに対応したサービスの提供、サービスの質の向上及び施設の利用促進を図るため、指定管理者として、民間事業者等を広く募るもの。</p>